

# 資料1

## 医療DX推進本部の設置について

〔令和4年10月11日  
閣議決定〕

- 1 医療分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤整備を推進するため、関連する施策の進捗状況等を共有・検証すること等を目的として、内閣に、医療DX推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
本部長代理	内閣官房長官
	厚生労働大臣
	デジタル大臣
本部員	総務大臣
	経済産業大臣
- 3 関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、医療DX推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で本部長の指定する官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、厚生労働省、デジタル庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。